

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第53号

和解することについて

事件の概要

令和元年(2019年)6月初めに、XXXXXXXXXXに在籍する申立人が、同校への登校中、同校に在籍する他の児童に背後からランドセルを押されるなどして、申立人は本件を原因とするPTSD、解離性障害、記憶障害などの複数の診断を受けるに至った。

本件については、双方の話し合いを経て、背後からランドセルを押したとされる児童側から申立人への謝罪がなされたが、本市が行った対応や調査内容等について、申立人と本市の間で協議を開始した。この協議により、本市は、本件に関して本市が行った対応や本件に係る調査の報告、今後の対応策等について申立人に文書で回答したほか、学校生活の中で双方児童が遭遇することがないように最大限の配慮を行う対応を図ったものの、その後、申立人から、令和2年(2020年)2月13日付けで、本市を相手方として、本件について市が作成した報告書の一部撤回等を求める調停が伊丹簡易裁判所に申し立てられた。

今般、同裁判所での調停における申立人との協議により、今回の和解に至ったものである。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

